

事 務 連 絡

平成 27 年 5 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令 の一部を改正する省令の制定について

このことについて、平成 27 年 4 月 28 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から、別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしく願います。

このたびの通知は、モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤の搾乳牛に対する使用禁止期間が設定されたことに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令」が別添のとおり公布され、本年 4 月 28 日から施行されたことについて、薬事監視及び指導の参考として本会に連絡されたものです。

本件のお問い合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 28 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年農林水産省令第 46 号）が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

「モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤」について、搾乳牛に対する「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 28 日

3 参考

本件に関連する動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

・モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤

販売名：サイデクチン トピカル（ゾエティス・ジャパン株式会社）

有効成分：モキシデクチン

効能又は効果：牛の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除。

内部寄生虫：オステルターグ胃虫及びクーペリア、牛肺虫

外部寄生虫：疥癬ダニ（食皮ヒゼンダニ）、ウシホソジラミ



○農林水産省令第四十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣 林 芳正

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤の項中「（註）」を削り、「（註）」の次に「又は食用に供するために搾乳する前168時間」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。